

関西労災職業病 No.28

関西労働者安全センター

1976.8.30発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

去る8月19日、植田
マンナンの被災労働者
は植田文次(社長)と
労働省を相手に裁判に
踏みきった。昨年末の糾弾に
めらす植田は、賃金100%
補償と健診というふた
に前年の要求にも耳を貸さず、單方的な姿勢を貫いている。
一方労働行政も、38年健診でマンナン中毒を発見しながら見殺しにしてきた事を全く反省していない。我々は一生けんめいやつた今回の裁判は資本と行政の二つの非道に業をやしに怒りの裁判で

ある8月19日、植田
マンナンの被災労働者
は植田文次(社長)と
労働省を相手に裁判に
踏みきった。昨年末の糾弾に
めらす植田は、賃金100%
補償と健診というふた
に前年の要求にも耳を貸さず、單方的な姿勢を貫いている。
一方労働行政も、38年健診でマンナン中毒を発見しながら見殺しにしてきた事を全く反省していない。我々は一生けんめいやつた今回の裁判は資本と行政の二つの非道に業をやしに怒りの裁判で

主張

あり、また、どこかに責任を追及し抜く執念のあらわれでもある。植田マンナンの二つの争いは決して個別植田マンナンの争いではなく、全ての被災労働者に進むべき道と勇気を与えるものであり、行政と資本の責任追及の斗争の先頭に立つものである。

あり、また、どこかに責任を追及し抜く執念のあらわれでもある。植田マンナンの二つの争いは決して個別植田マンナンの争いではなく、全ての被災労働者に進むべき道と勇気を与えるものであり、行政と資本の責任追及の斗争の先頭に立つものである。

植田マンナン労災裁判斗争を全般労働者の課題へ

である。去る5月の労災保険法改悪を盾に、資本と行政は被災労働者の首切をおしすすめてくる。この植田マンナンの争いは一層大

きな意義をもつてゐる。こうした状況だからこそ植田マンナンの争いは、全員が認められたからといって終めりではない。ところを職場なら追放され、人間を泣き寝入りしなくてはならないのだ。京都の都タクシードが、同社の

国・企業（植田）は

共同加害責任を果せ

植田マンナン分会の斗いなら

“8月19日、我々は大阪地裁に訴状を提出した。企業と国は共同正犯である。未知のものではなく、予知していたものであり、適切な措置により、災害発生を未然に防止することができた以上もはや単なる過失とは言いがたい。従つて共同加害責任を果せ、損害賠償を支払え、といふ内容である。

人間の健康は金銭、物質等であがなうことはできないし、評価のしようもないだろう。しかし、黙して語らず、

動かずで、泣きぬりすることはない。権利は堂々と主張すべきだ。

労働災害の企業責任追及が常にありまことに、悲しみはいつしか忘れ去られ、企業は繁栄肥大する。労働者の犠牲の上に企業が存続した行政責任は、まさに在するというごうまん性と、これを容認・育成した行政責任は、まさに罪深く、許しがたい。労働行政は何をいたか、我々はそれを

に欠くべからざるものとして最大の貢献を果していい。この庶民労働者が今、国と企業の責任を裁判によつて向かい直さねば生きていいくことができまいといふことができまいといふことこそが、国民不在の懲戒行政・典型的な行政の歴史へ8月12日。

植田マンナン労災裁判
争を全般労働者
者の課題へ！
**植田マンナンのヨハ
ならへ257ページ)**

28月の案内

**国・企業（植田）は
共同加害責任を果せ**

歴史（8月12日）
神戸診療所・労働者
の懲戒行政・典型的な
行政の歴史へ8月12日。

自らの医療料として
。南大阪労働者診療所
。その設立経過につ
いて

二コース（13～20ページ）

都島・大阪・東大阪
・京都・南大阪（西
労基斗争関係その他
東京・神奈川・福井

四寄稿（21～23ページ）

開大医学部往生学教
室有志
その9

示す現実の問題、年々の老化がもたらす影響を無視することはできない。だが、我々は必ずそれをも超越できるだろうと確信していります。

提訴に至る今日まで自己の生活をかえりみることなく犠牲にし、身を置き替え、支柱となり、引綱となり斗争の主体になり、または、提訴の意義を見事に果させて下さった諸氏の熱情、至誠に対しこ心より感謝いたします。報ゆるには胸魂あるのみです。

8月24日
総評大阪地域合同
労組植田マンガン分会

官路記



対植田直接交渉の経過

植田マンガン分会

官路

植田マンガン分会が裁判提訴に踏み切ったこと、及びその意義については「主張」で述べた通りであるが、そこには至るまでは分会労働者は勿論、支援の人々もねばり強き斗争の歴史がある。本号か

う三ヶ月間にわたりて、分会書記長官路氏が書きつづった、対植田直接交渉の経過を掲載していく予定である。尚、植田マンガンの斗争の現状については、訴訟支援の会機関誌「満俺」を闇読されたい。

要求書を胸に

私達、植田満俺
分会に結集する、
マンガン中毒、じ
ん肺等の労災職業

接觸で、やハ回目交渉
を開始、ときに午後一
時二十六分であった。

要求の内容

被害労働者である一分会員が、実際に取得していった日給額を基礎にし、算出した金額を百パーセントとなし、

昭和50年10月12日、秋とは言えど、ときには肌寒く、ましてや雨まじりのこの日、生駒おろしの吹く風は被害労働者の心の隙間を逆撫でしていく。

一応このうち六十%分を労災休業補償で取得しているものとみなして残り四十%分を企業の加害責任を果す一端として即時支払えしと、いうのであつた。

但し、右記支払要求の基点を、労災認定日からにするか、発病の時期順にするかは残された問題であり、六十%分差引算定法にも疑義がある。

何故なら、被災労働者は認定をうける数年前からとの徴候を除々に現ゆし始め、気付かぬまま労働力が減退し、従つて収入も少くなりをして認定となる。事実支給される休業補償は、平均的労働者の出勤日数の三分の二から半分ぐらいのものであり、結果その減退

した収入の六十%分である。これは日給労働者の最大の泣きどころである。しかもこのようない向題は一般的労働者にとつて、特に単純労働者に於ては非常な難問題であり、理解していく。

現実に労災休業補償六十%分のみで世間なみの生活はおろか、最低生活さえも営みえないことは万人衆知のものである。まして狂乱物価の現在、一夜毎に昇騰し続けるときに、いかに節約、努力しようと何の支えにもならず、少々の貯えなんど喰りつぶすのは時間の問題であり、余りにも明白な事実でもある

とすれば、私達マンがん中毒、じん肺等被災労働者の前記生活補償要求は、具体的な細目計算より、まず当面労働者に於ては非常な生活を維持することに必要であり、そのための補償をからるとこれが先決であつた。

生命の支柱を打ち込み、確立し、これを一筋の光明、基盤となしそこから前進する以外何もなかつた。

生きしていく最低の要件であり、私達の斗争の原点でもあった。立場にある企業主植田文治は、いまだにこの切迫した重大な責任を省み、認めようとせず、数々の暴言をもつて対抗してきた。

植田暴言集（その二）

- (1) 「マンガンとの因果関係がはつきりしない」
「私は労災認定がおりてりるとは知らない」
(2) 「弁護士は、マンガン中毒による労災認定かどうか判らないが、休業、補償はおりてい」と言つていた」
(3) 「今のところは、言

葉だけでお見舞りを
したい」

(木)「内容・金額につり
ては考えていない」

(火)「出す気はある」

(水)「努力することも弁
護士に相談しなければ
なりません。」

(木)「個人的に解決した
うか・ヤツタロカ」

(火)「一人息子」

(水)「水害のとき、上昭
の車を押して出すとき、
お前は手伝わへ
んかつたやないか」

(木)「ウロウロしんと、
サツサと出ていけ」

(火)「会社の家やど
引つぱり込んで何さ
らしてるね」

(木)「お前うが挑発した
向もやる気はない」

（文次）

一体どこから こんな思想が？

私達はこの暴言をどう理解できるのか。マシンガンを吸つて十五年・二十年と働き、慢性マンガン中毒労災認定を受けているのに

人的に解決……から始まる一連のオドシ文句、彼等の如き思想はどうこから生れるのか。すでに父親となつた嘉明は大学生卒と聞く。今の神戸大学はそんな教育を

していいのか。

団交に入つて約六時 昭和五十年、十一月二日、秋深く、山の緑もくろびて目に映え、冷氣は心を刺し、悲憤は要求貫徹の意気となり、今日も共斗支援を

従い、不利を少くするため、また元金いうずのためもあろうか、そこが曲者、もう欺されないぞ。

これがわが青春を挙げた主人なのか

植田迷言集

「私には人格がない」

(1)「弁護士と相談した。
労働者側の要求は筋
が通つていて、しか

葉だけでお見舞りを
したい」

とするとまことに、遂に植田文次は息子嘉明の暴言について謝罪、労災被

害者への補償に応じることを再確認し、立合の場で確認書を作成、署名捺印した。

(4) 「私は行政に対する不誠実申立をしたりして話を話し合いで解決しないで落ちつかない」と言わされた。
(5) 「マンガンとの因果関係がはつきりしない」
(6) 「労基局が労災認定に当つてアイマイな判定を下している」
(7) 「私は思つていらないが弁護士がそういうので」
(8) 「總評の顧問弁護士に依頼したら、金がかかるないので裁判うので」

(9) 「謝罪文を出したのは出せと言われたから出たので、私はマンガンは薬に便われている位なので、有病物とは思わない」と言つたことと
(10) 「誠意とか努力とか多勢で押しかけてあるし、弁護士が

(4) 「私は行政に対する不服申立をしたりして話を話し合いで解決しないで落ちつかない。額で落ちつかない」と思ります。
(5) 「あなた方はなんで裁判をいやがるのでありますか」
(6) 「出せ氣はある」「どうないなどして下さい。さい、キヨウハウと思ひます」
(7) 「出せなり理由は依然どころ、法的なものがなないので」
(8) 「補償要求交渉を話し合いで応じるといふことは、裁判で決めること」といふことです。
(9) 「判決が出た一審の判決に従うと、う事務所も、製品もまかせました」
(10) 「息子もノイローゼになつてかわいそです」

(11) 「こんな書いたらまだ弁護士におこられません。それを抜いてくれたら印を押します」
(12) 「私は人格がないのですか」
(13) 「労災とか、マンガン中毒とかの因果関係を抜いてただのお見舞いだと、一時金的なものでしたら出せるのです」
(14) 「営業権を上昭に引き継ぎでもうつたの

(15) 「二回のロイローゼが可憐で健康を奪つた責任をどう考へておられるのか。息子のロイローゼが可憐で他人なうどうでもよいのか。十五年も仂りたことが今更ながらに根めしい。僕達は努力もでます」

連日の実力行動に突入

昭和五十年十一月二
十四日、野草の祐哉も

目立ち、道行く人の足早く、ビラ配付の

歩みも心なしか気忙わ
しい。午前十二時、産業大學前に集結し、戸別配付・情宣活動を行
いながら、植田門前にて再会流。午后一時三十分、生活補償要求団
が入る。

「責任はあります。お金もあります。だけど後々の問題があるので出しません。すべて裁判で決めたい」
「最低生活補償も、その内の二時金も出せません」
「その裁判で決定する個の生活費も、裁判で決めてからないと金額が出せません」
「労災認定も、マンナンとの因果関係がはつきりしません」

遂に私達の忍耐も極限

に達した。明日二十五日以降は、連日実行動に入ることを宣言し、大時植田宅を出る。
全電通労組大阪中支部、大東分会事務所で研修会議に入り方針確認。

昭和五十年・十一月三十日、共斗会議の支腰を受け、総勢二十名以上冷氣を突いて出動す。
ハ千巻、ゼッケンに身を包み、ハンドマイクで実状を訴えながらビラの個別配付、ステッカー等、宣伝カーは中壇内一帯を走る。各組織の旗は熱氣を満びて空にひるがえり、颶來と雄辯を見せる。我輩として手交し、夜9時に歩打切る。全電通中支部大東分会組合事務所にて会議、十二時解散す。

「冗談じゃあり、私達被害者は五十万円位で、生活権・健康命までも売らない、どんな弱い立場じやないぞ」(分会)

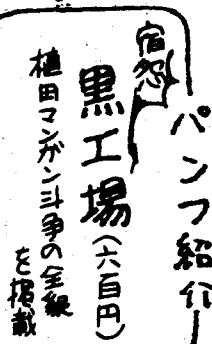
出撃体制整う

ステッカー、ビラ大量作成、すべて手書き。工場周辺と植田宅を中心、中壇内町全体にと、連日分担作業進行見る間に何百枚。また植田交渉開始。

「一時金五十万円を十二月十日に支払うが条件として交渉打切

斗争宣言

「その間、ハンドマイク使用、情宣活動も併行しての実力行使、ハチ巻手製、ゼッケンも即製など意気次々に盛上る。



「一時金五十万円を十二月十日に支払うが条件として交渉打切

労働者自らの医療機関として

兵庫医療生協

神戸診療所

兵庫労働者安全センター の設立

兵庫県評を中心として、労働者の労災恵業病斗争のセンターとしての兵庫県労働者安全センターの設立に至つたのは一九七〇年のことである。当時、県段階の安全センターの設立は、全国的にも唯一と言つてもいいものであり、まして労災恵業病斗争の発展の一翼を担う活動を進める安全センターは他に例を見ないものであった。活動内容としては、労災恵業病の掘りあこしと、各労働組合に労災斗争の重要性を訴えることなどであつたが、県下の労災恵業病斗争の前進にとつては大きく寄与するものであった。

労災恵業病の絶滅は 労働者の斗争のみ

こうした安全センターの活動の中で、多発する労災恵業病や激しい健康破壊に対応するには労働者自らの医療機関を作り出さねばならぬとの認識が強まり、一九七二年七月、医生協設立・診療所活動の開始に至つた。

こうした安全センターの活動の中で、労働者自らの団結（労働組合）の中でこそ解決していくのであり、とりわけ、労災恵業病被災者の団結が正しく反映されることによって、労災恵業病絶滅の斗争として发展するのである。

もう一つの視点は、労働者自身の健康は自らの力で防衛していくことである。保安処分といふことを通じ、「国民管理」が私場・地域全体に力をもつてすゝんできていける中で、政府・資本にとつて、医療の管理は決定的に重要である。私場においては産業医の設置により、労働者の排除が自由に行われるようになることを見てもどうである。さうに「トリム運動」に見られるように、健康破壊が、労災恵業病「公害」医療被害等により進行していることをおおい隠し健康

く運動の前進の前には、彼等も引き下さざるを得なかつた。ここに我々は、労災恵業病斗争の発展を見ていくのである。つまり、労災恵業病斗争は一部の「民主的・良心的」医師・学者・専門家によつて担われるのではなく、まさしく労働者自らが労働者自らの団結（労働組合）の中でこそ解決していくのであり、とりわけ、労災恵業病被災者の団結が正しく反映されることによって、労災恵業病絶滅の斗争として发展するのである。

破壊の責任は個人にあるかのごとくよどい。しかも個人の肉体を鍛錬することによつて、この行為の中には団結を破壊する因がある。(現在の私場秩序に配置していくことが行われてきて、健康は労働者自身で管理している。こういう中で、労働者の重要性が浮び上つてきている。

活動の成果 全港湾の港湾病斗争

現在、兵庫医療生協・神戸診療所の活動は、労働者・労働組合、そしてとりわけ労災私業病被災者の斗いに密わり、その独自の任務を果していくことを中心としている。したがつて「患者」は圧倒的にそうした人達である。港湾病の被災者・全過のケイワニ・腰痛被災者・金属・化學・自治体労働者などのさまざまな健康破壊を受けた人達である。

一例として港湾病の斗いの例を挙げておこく。この斗いは全港湾の提起により、港湾労働者とりわけ日雇労働者の健康破壊をとらえ、その原因としての労働と生活実態の調査をしたことに始る。この実態はすさまじいばかりであり、全身の運動器及び呼吸器等の破壊は恐るべきものであった。全港湾はこの実態をとらえて「港湾病」と名付けた。まさにそう呼ぶしか方法はないものとしてそう呼ばれたのがである。この責任と補償をめぐりて、行政・業者との斗いは始まり、具体的に第一次として、川名の労災申請(運動器全般)を行い、長期にわたる斗いによる。さうにじん肺の申請も行つてきている。しかし現在まで、労働省が示してきた判断は、唯

署に、100kgの米袋をもちこんで、「おまえら、かついでみろ！」につながつてきただある。

私業性腰脳症(腰痛症も含めて)をめぐる斗いは多くの私場で困難を極めている。政府・資本にとれば、あうたな差別・分断を通した私場秩序の確立に向けた攻撃であるからである。

この斗いは「一人前労働」のおしつけをはじめ、個人の社会的諸条件に見えた労働・労働条件の獲得という形で進んできているが、多くの困難につき当つている。(詳述は他の機会にゆずりたい)

以上、簡単に、兵庫医療生協・神戸診療所の活動を報告し、南大阪労働者診療所設立の祝いとして、あるのはじん肺は無視されなければならない。

(文責・山崎)

南大阪労働者診療所の

設立経過について(その1)

関西労働者安全センター常任事務局

南大阪労働者診療所の成立の経過を簡単に説明しよう。

昨年一月に南大阪労働運動の中から関西労働者安全センターは具体的な要求として、労働者の日常の命と健康を守る診療所を作ることを要請された。しかし、当時安全センターは労災矯業病を斗クナシヨナルセンターであると言いつつも、労働者の日常的な生活への関りではなく、労働者が作り出し、生み出した運動への関りとして位置付けられていた。

安全センター内部のインテリゲンチヤの作風は「全てをかけ労働者人民とともに歩む」ことではなく、自分の仕事の間に、労災矯業病の専門家として労働組合へおもむくことであった。

南大阪の斗争の中からこの様な作風が批判されたのは、一九七三年の大坂事務能率支部での安全セニターの検診活動であった。しかし、こうした失敗は斗争のきびしいところが大衆化しただけであつて、関西労働者安全センター全体にわざつて當時生じた問題であつた。「我々の中に何か誤った考え方がある」とは何か解消のための努力をすることが多くの大衆からの要請で

あると感じた。

上組分会での自主健診

まず第一点は、労働運動自体の問題である。労災矯業病への斗りは労働者大衆の斗争のみが解決する力をもつ。この原則は



実際の実践の中で位置づけなければならない。

一九七三年、全港湾沿岸南支部は上組資本との激しい争いを行つていた。この争いの一つとして上組分会の自主健診が行われた。「健診で自分達の健康状態を知るのは斗争なのだ。何故なら今まで何も知らずに殺されてきたからだ。」といふ意識が健診争いの中では、上組へ「自主健診を認めよ」との団交をもたらし、「上組資本に自主健診を認めさせ、行政指導すること」を要請していった。

健診結果は労働者へ

こととさほど変わりないからである。だから「健診結果は医者の手にわたしてはいけない」のすべてを労働者が自主管理することであった。そして「戦術としてしか健診結果を資本に知らせない」斗争が自主健診の争いであった。小ブル的安全論争や危険性の告白主義、ばくろ主義はのりこえられなければならなかつた。

争いの状況によつて自主健診の結果は敵に示せばよいだけなのだ。しかし、これは「労働者組資本に自主健診を認めさせる」が何故、自分達は健診をうけるのか」として「これへ自主健診」が労働者自らの争いである「これが労働者自覚しないかぎりでない」と自覚しないかぎりでないことを自覚しないかぎりでないことをである。

さて、自主健診の結果、多くの被災者が発生するものである。資本家への実態をばくろし、追及していくと同時に、労働者内部での「患者になつてはいけない」争いを進めなければならぬ。どうなれば被災労働者がやろうとするまいと、結果として産業医のやつてはいる者の中から発生する個人主義に

よつて、争いの団結はくずされてしまう。

「治療は斗争」を学びとる

我々は声を大にして「治療は斗争である。何故ならば、資本階級の搾取の結果こそ労働者の健康破壊である。だからこそこの矛盾の解決は労働者階級の斗争によつてのみ可能である。まず被災者は労働者の団結を何よりも大切にしなければならない。そして大衆は一人の労働者の健康破壊を階級の苦しみとして理解しなければならない。これが労働者の命と健康を守り病をなおす斗争の第一歩である」と言つたのである。

治療が労働者大衆の階級斗争であることを理解するためには多くの学習と実践が必要である。多くの中には治療とは医者がやるものである、といふ小ブル思想があまりにも根強く存在しているからである。

上組資本と斗いぬく

じん肺被災者

我々はこの誤った考え方を克服するためにはいくつかの実例を示した。一つは全港湾沿岸南北部の埠造船分会の斗いの例である。この現場では組合結成以前は多くの結核患者が発生していた。しかし労働組合をつくり、賃金を上げ、権利をかくとくる中で、結核患者は一人もいなくなつた。労働者の団結と斗争こそが健康を守るといふ実例である。

第五回 労災職業病を斗う 関西交流集会

[とき] 11月3日

[ところ] 新大阪(予定)

予備討論への参加を!

労災保険法改悪糾弾実行委

===== 第2回会合 =====

(日時) 9月13日(月)
6:00~8:30 (P.M.)

(場所) 森之宮労働金庫(72)会議室

多數参加を!

多くの仲間はこの労働者の情熱にはげまされなかつただろか。あの上組資本の彈圧にめげず斗う上組三井東圧分会のエネルギーはここにあつたことを知らされたし、階級の団結を自分の体に優先させ、個人主義、患者主義をのりこある。

え、「労働者階級の斗いなくして治療なし」を教えた労働者の斗いの実例であつた。

(以下次号へ)

関西労働者安全センター
常任事務局

前線から

都島

都島友の会の保田ら

組合活動公然化す！

8.23 不当解雇撤回決起集会を城北で行う。

佐さんの解雇は無効となりたわけですが、翌7日には約40名の仲間とともに、比嘉理事長に

認定をうちどろ

ふるえの仲間

善・不当解雇撤回など、の要求書を突きつけた。解雇の不当性が明確であるにもかかわらず、これを認めない園と比嘉に対し、8月24日、大阪總評・合労・安全センターは労基法19条違反で告発した。また大阪地裁への地位保全の仮処分も準備している。

一方、園に働く保田園は組合員に対して、園は組合員に対する不満の表現（やがれ）を加えていけるが、組合員の結束は強く、これをはじめのけ、連日ビラまきなどで斗争している。

これつきの黒い政治家でもある比嘉正子を追いつめるために、支援の輪を広げ、斗争の幅を更に（大きく広げていかねばならない）。

8月23日
夕刻から、都島公園で城北地域の労働者は、大阪府一般合同労働組合の仲間など、約70名の参加で、大阪地本大阪一般労組に加盟し、解雇の微回と天満の労基署に對し、業務上認定へ頑張り、肩膀症・腰痛）を求めて、合同労組・南大阪診療所のハリ学習会の仲間らとともに斗つて、8月6日、天の23日午後5時、組合員名簿（支部長・沢田美知子）を園に提出し、同時に、三名の

不當解雇されたのは社会福祉法人都島友の会（比嘉正子理事長）や二乳児センター保母の阿佐とよ子さんで、重労働のための身体の調子が悪く今年の3月以来休みがちであったこ

●の認定によつて阿

去る8月25日午後6時より、森宮市立労働会館において、労災保険法改悪糾弾実行委員会のや一回目の会合が開かれた。

この実行委は、今年初春以来の労災保険法改悪阻止の斗争を、改悪法の国会通過へ15月19日以後再度立て直さねばならぬといふ大衆的な要求をうけて関西労働者安全セニタ―事務局長・豊田正義氏・立命館大学名誉総長(実行委代表)末川博氏の呼びかけで開かれたものである。

当日は、全金南大阪全港湾をはじめ、スタンダード労組・高槻市交通労組・全遼近畿地

志・植田マンガン分会などの労組や若手弁護士グループなど約30名が参加した。また会議には、参議院議員の佐々木靜子氏もかけつけた。

労災斗争を国会の場でも積極的にとりあげていきたいとの挨拶があり

に追いかんといこう」とのアピールが行われた。次に安全セニタ―常任事務局の方から、

大阪 情宣体制の確立を確認

8/25 オ一回労災保険改悪糾弾実行委開かる

つた。

会議では、最初に呼びかけ人である豊田安吉が、実行委員会の基調説明が行われた。その後全体討論がなされた。11月3日に予定されていたや1回労災集会に結合していくことなどが今後の方針として打ち出された。

尚、次回へオ2回実行委会合は9月13日(月)森の官労金庫会議室において、午後6時より行われる

改悪阻止斗争の経過とその反省、及び実行委員会の基調説明が行われた。その後全体討論に入つたが、法改悪に対する情宣不足が運動の大衆化を致命的に運んでいたとの強い指摘があつた。そして、

実行委全体の確認として(1)各地域、組織の実情に合せて、恵場學習会・ターミナルビラまきなど、最大限の情宣体制を確立し、動きを作っていくこと。(2)運動の輪を広げるための産別へ地本等)オルグを継け、実行委への参加を訴えていくこと。(3)労組の松浦・労災裁判斗争など具体的な斗争との結合をはかる。また、11月3日に予定されていたや1回労災集会に結合していくことなどが今後の方針として打ち出された。

尚、次回へオ2回実行委会合は9月13日(月)森の官労金庫会議室において、午後6時より行われる

京都

公災基金と直接交渉

京都市役所T君の腰痛斗争

京都市役所建設局のT君は腰痛の公災申請をしている。昨年の10月に申請をしたのに全く音沙汰がないため、去る7月23日と8月3日

がテレセである。組合も「反戦活動家」組織破壊者としていうことで黙認している。

官公労の公災認定は、当局に絶大の権限があり、認定機関も法的には一応別組織ではあ

つても、その実務は当局がやっており、まさに当局の意のままである。京都市役所の場合も、職員局人事課という労務担当課がその担当をしている。

T君の斗争は二つして二重三重の障害をのりこえ、本当の労働運動をめざそうとするものである。

さんの一生は病気の一生涯ではないかと恵場の仲間に訴えた。企業の恩ろしいほどのずさんな労働安全衛生の管理、そして無策無能な労働行政の姿、企業の意のままの御用医者の姿などが、労働者の前に死んだAさんと直結に関係あるものとして暴露されてきた。

東大阪

ガソによる死亡労働者

全金マコトロイ工業支部

金東大阪地協マコトロイ工業支部は、タンゲステン、コバルトの合金製品を作る恵場の労働組合で、今年一月に申

金東大阪地協マコトロイ工業支部は、タンゲステン、コバルトの合金製品を作る恵場の労働組合で、今年一月に申

争と、三ヶ月余りの斗争の中から、去る8月19日、Aさんは「じん肺による死」をして業務上認定されたのである。

☆☆
南大阪

8・5,30 大阪西労基署交歩

続々と認定をなさる

☆☆

8月5日、南大阪地区評・労
災職業病対策会議（橋井登美男
議長）は全金港合同支部と全港
湾沿岸南支部の労災認定を斗い
るために、大阪西労基署と団
交をもつた。

この交歩は全金大阪亞鉛支部
のTさんの脳卒中事件の認定に
関するもの、全金鋼管商事支部
で今年起つた脳卒中死と災害の
認定の確認について、さうに未
組織労働者であるTさんが、一
方的にA病院と労基署から労災
補償の打切りをされたことへの
抗議、及び早急に認定を出すこ
との要請、また、以前に全金駒
形亞鉛支部のSさんが、メツキ
作業で白内症をおこし失明した
ことを労災認定せよと要請して
あつたことに対し、その後の
経過説明、そして最後に、全港
湾沿岸南支部井ノ村倉庫分会で
の脳卒中の認定問題、これら五
つの点につき話し合いを行つた。
西労基署は昨年の連続斗争を
おそれ、M製作所製缶工のTさ
んの腰痛を即刻認定し、他も円
満解決に努力すると述べた。

☆ 脳卒中労災
認定実例
さらに加わる
全金大阪亞鉛支部

☆ 再び脳卒中 効率よくに
労災が発生 認定を斗取る
全金 鋼管 商事 支部

全金鋼管商事支部で
今年3月に再び脳卒中
死亡災害が発生した。
昨年に継ぎ二度目の災
害に対し、会社はあわ
て、以前とは違つた良
心的態度で労災申請を
行つたが、労基署はま
たもや認定をひきのば
しこかかつた。

支部は認定を斗いと
るために独自に署に行
き問題を詰めたり、ま
た南大阪労働者とともに
に斗うことを確認し、
斗争体制に入つたが、
その後すぐに、西労
基署は認定を下した。
8月4日付で、交歩日
の前日である。

全金大阪亞鉛支部が
一ヵ月以前から斗つて
きた田淵さんの脳卒中
災害は、8月5日に続
く8月30日の、南大阪
地区評労弘対との団交
の中で、業務上認定が
確認された。南大阪の
斗りは、「脳卒中はす
べて労災」の実例を一
つ一つ作り出していく。

全金鉄形亜鉛支部で
メック作業に従事して

たが、安全センターナーを

はじめ労働組合

は、先天性の
網膜色素変性症(夜盲症)

であり、一
般に二の病気

は老人性の白
内障をあらわす
といわれてい
るため、神宮

さんのが白内障
をおこし、失明した時、
医者は、これは先天的

☆白内障の 労災認定獲得

☆☆☆☆
☆☆☆☆
☆☆☆☆
☆☆☆☆

金鉄形亜鉛支部

近く斗いをする
め、8月5日の
第3回争議以後、
西監督署は8月
の中旬頃にようやく認定
してきました。

阪文大南

佐野安本社・下請親方らの
暴力的組合つぶしを許さず!!

下請労働者支部

佐野安下請労働者支

部では現在構内暴行事
件で負傷・休業中の労
働者の労災認定斗争に
とりこんでおり、既に
2回の(8月・8月)監督
署交渉をもつた。

本社・下請親方らの
分会・支部に対する暴
力とも含む組合つぶし
活動は目に余るものの
あり、今回の場合は事
前に譲り受けられた上
での事である。支部

労災認定なら人員確保の三へ

全港湾井戸村倉庫分会

全港湾沿岸南支部井
戸村倉庫分会のAさん
は頭を強く打って脳卒
中をおこし、死せした。
この事故についての質
としている。

「労災認定を八月二十五日に取
り、現在企業と交渉
し一千円の保障や、
人員確保を斗争取
う」としてい
る。阿倍野監督署長は、例
が少なく、組合活動と
の関係があるので判断
が難しいとの態度であ
る。労働者が作業場構
内でケガをしたのなら
労災である。との立場
で今後も署に迫ってい
く立場である。

次回交渉は、署側が
作業服に着がえて現場
に向う途中、数人にと
り囲まれて暴行を受け、
組合脱退を強要され
た。多くの皆さん
の支援をお願いします。

南大阪

運営の困難を抱えながらも設立、
一大衆的診療所だ！

一 南大阪労働者診療所

8月27日、南大阪労働者診療所世話人会は最終会議をもち、世話人会を発展的に解消させ南大阪労働者診療所運営委員会を設立する事を決定した。この運営委員会を設立するにあたり、運営委員会幹事会をもうけ今後の大

衆医療運動を斗う事をさらに決定し、「安くて安くできる医療」という事が社会保険の適用を不当にはずされている人々に対して社会保険の適用を可能にする事を追求する事を確認した。

大糸彈の斗い、さらには森永告発の斗いなどの事例でテーマで討論を行った。この学習会や討論会に無産医運動のテーマもありこれまで

階級的視点に立った医学生運動の構築のための熱の入った問題提起が出来た。

南大阪

階級的視点に立つた

去る7月31日、南大阪労働者診療所へ松浦人、京都・北摂などの診療所の開所式が診療所において盛大に行われた。戦後からずっと無産医運動を続けてこられた人々、各地で地域住民・労働者と結びついて医療生協運動を展開しておられる人々、みなうちに散会した。

そして南大阪はもちろん、京都・北摂などの労働組合の代表者が診療所の人々へ150名程がなづけつけて、二表の診療所の活動への励ましと教訓を与えて下さった。

7/31 診療所開所式
開ゆる!!

・府医大の学生・診療所で合宿

府立医科大学の学生 12名が南大阪労働者診療所で合宿し、今後の部落解放運動・防衛医

『大阪破』
三井ニヤ斗争の記録

¥750

神奈川

久保の新日文会館において、身体の学校セミナーとして、10回例会が行なわれた。翌3日、テークマは「労働と身体」で、関西安全センターならも事務局員が参加し、関西における労災職業病斗争についての講演を行った。若い婦人を中心にして東京で職業病

斗争に加わる組織の道を
全国青年労災センター
が集まり、キャンプを行なう8月7・8・9日に、神奈川県の足柄山で全国青年交流キャラクターが開かれた。全国から300名の青年労働者

全国青年労災センター
が集まり、キャンプを行なう8月7・8・9日に、神奈川県の足柄山で全国青年交流キャラクターが開かれた。全国から300名の青年労働者

斗争を進めている人々約30名が集り、熱心な討論が行われた。翌3日、テークマは「労働と身体」で、関西安全センターならも事務局員が参加し、関西における労災職業病斗争についての講演を行った。若い婦人を中心にして東京で職業病

東京

「労働と身体」をテーマに、日も同所で職業病斗争交流会を開催したが、両日を通じて感じられたことは、関西に比べて

職業病斗争交流会

全体の斗争にまで押し上げていくなど、今後の重要な課題となる。

東京では職業病斗争の大衆的な広がりが充分であり、被災者だけの運動におしごめられることで、被災者の団結はもとより、その力をどう普遍化し、労働者化して、労働者

には富山・新潟をはじめ多くの労働者が参加した。どこの職場にも職業病が充満していくながら組合として取り組めていよいよというのだが、職業病が充満していくには、やはり組織として取り組んでいた。どこの職場でも、共通の悩みであった。「ここで勉強してひとつでも職場斗争に役立てたい」と誰もが夏立てもいた。そのひとつの労災職業病分科会

全石油スタンダード
ヴァキューム油組合
第一モービル大阪支店
支部ではタイフ職場の松岡さんの頸腕症を効

こうした熱意に応えるためにには、数多くの経験を持つ安全セミナーは、やつたやつた

大衆労基が労
獲得する
頸腕症認定

大分

審査官は

公正、かつ迅速に
業務上認定を行え。

全港湾建設支部治水
分会では大分工場の職
卒中労災死の業務上認
定をなすとろうと、昨
秋・大分局へ不服審査
請求を出した。大阪で
なら簡単に業務上と認
定されるケースである
のに大分局審査官は未
だに業務上決定を出し
ていよい。今年4月に

は審査官が交替し、最
近になつて労働側参与
欠席のまゝ(総評代表
の参与及び病氣になつた
ため)参与会を開くな
ど、どの動きを見せ始めた
ので、引きつきなどう
なつて、いるのか、参与
室での事聴と

年5月以来進めてき
たが、去る8月28日付
をもつて淀川労基署は
業務上認定を行つた。
7月下旬に、ス勞エツ
ソ大阪・中津地域共斗
の仲間らと共に大衆的
なオ一回目の対淀川労

基署交渉をもつて以来
一ヶ月後の認定である。
ス勞モービルではこの
認定を武器にして、他
の被災労働者の救済・
職場改善などの斗いを
進め、一二としてい
る。

基署交渉をもつて以来
一ヶ月後の認定である。

日、奥さんを含め、審
査官と交渉をもつた。
交渉の中で、大分工
場の環境調査へ精じん
騒音)結果・同僚労動
者たちの聽き取書を含
め、追加として提出さ
れていたのは、資料が
故意か偶然か、一切参
考資料に含ま

れていな事が明らか
になつた。この事に対
しては堅固とした抗議
を行ない、5日の参与
立会い説明を加えた。
後日、再び交渉を行
つたと確認して大分
支部・安全センターが
行なつた。この交渉を終えた。

福
井

川島審査官の
大阪での事聴
から逃げぬ
糾弾

る。

ると、大阪ではやれど
いから福井へ来り、と
態度を変えてきた。私は川井
達は二の川井
島審査官の
逃亡糾弾
すると共に
福井で現地に
の労働者と
連絡して二
回目の事情
聴取を絶対
に実現させる決意であ
る。

研究室を足場にした

反労災・職業病、公害斗争

その9

岡山大學狂生學教室有志

瀬戸内海沿岸の 工業地域における 公害斗争

一九六〇年以後、我が国の独占資本が強蓄積をテコとして高度経済成長過程に突入する中で、広くて安い工業用地、豊富な工業用水、天然の良港、安価で「おとなしい」豊かな労働力などと地域の公害とは表裏一体のものである、とよく言われる。労災・職業病・公害は、人民の生命と健康を破壊する、資本主義社会に絶対にできないことである。ところが、健康破壊の実態においては、労災・職業病と公害はどうゆうな関係にあるのであろうか。特に、既製の地域社会ならぬ。特に、既製の地域社会ならぬ。特に、既製の地域社会ならぬ。

様々な手厚い保護を与えられ、ありとあらゆる公害をタレ流し続けて来た。その結果、我が国の沿岸漁業の四分の一の漁獲高を誇り、また世界的な公園として沿岸住民の生活の支えであった

以上のような、瀬戸内海沿岸開発の社会、経済的分析、および開発に伴う漁業の破壊、農業の破壊についての報告は数多く出されているので、ここでは我々が直接関係している大気汚染公害、特に呼吸器障害の問題について述べることにする。

労災・職業病と表裏一体の大気汚染公害

工場内労働者の労災・職業病と地域の公害とは表裏一体のものである、とよく言われる。労災・職業病・公害は、人民の生命と健康を破壊する。

絶対にできないことである。ところが、健康破壊の実態においては、労災・職業病と公害はどうゆうな関係にあるのであろうか。特に、既製の地域社会ならぬ。特に、既製の地域社会ならぬ。特に、既製の地域社会ならぬ。

離れてようやく状態を作られていう、「近代的」重化学コンビナートの場合には、「エリート」労働者と呼ばれる彼らほど現象を切り離して考えることは

んは健康状態におかれているのであろうか。

私は、"新産都の優等生"と呼ばれた水島コンビナートの足元で六年間診療行為を行つてゐる間に、この問題を考え続け、何とかしてコンビナート内にもぐりこみ、健康破壊実態を明らかにして運動化して行くための突破口をさぐりたいと思つていて。そして、当時水島において芽生えてきていた住民の反公害斗争との接点を、具体的な形で作り出したいと考えた。

コア想を上回る 健康破壊実態

そしてついに、N化學労働組合員、数百名の健康調査を行ふ機会を得たが、コンビナート労働者集団の調査に成功したのは、これが最初でかつ、最後であった。彼ら労働者の健康被害の状況は、予想を上回る程のものであつた。平均年令二十五才と若

いにも及ばぬむらず「咳が出る」者四一%、「最高の部署では、五四%）、「たんが出る」四五%（同六九%）、「ぜい鳴があり二三%（同、三三%）、「息苦しいことがある」二五%へ同、四一%）、「のどが痛い」三二%（同、五四%）、「鼻水」が出来る」三五%（同、八〇%）、「など」の結果であった。このような自覚症状多発は、周辺地区の五〇〇六〇才の住民の率と殆んど同様で、百数十項目の調査のまとめとして、二つの訴えの多くは驚異的である。これらの労働者が五〇才になつた時に、どうぞのようは健康状態にあるのかは予測を絶する問題であろう」と書かれてあるを得なかつた。公害登場源の労働者は、周辺の住民よろも明らかに健康を破壊されてゐるのだ！この驚くべき、またある意味では当然の結果を前にして、労働者は反公害・反労災の職場内集会を開き、地区住民

まり、その中で労働者の分裂が生まれ、水島コンビナート内から燃え上ったたさやかな斗争は数ヶ月を経ずしてはどんどうして、コンビナートの労働者は未だ反労災・職業病斗争を組織的に健康破壊に対して斗うだけの持続的に行うだけの力を持つていいらしいのである。そして、自らの健康破壊に対する抗争運動といはば反公害住民運動といはれることとは、やはり無理なのである。ましてや、労働者自身の被害意識の大衆化と組織化の問題を抜きにして、公害問題における内部告発して他力本願的に期待することは、労働と生活の両過程を通しての"二重の"被収奪者としての労働者の本質からして、実践的にはほとんど効果をもたない、と言えるのではないかろうか。し

水島の反公害斗争の教訓

優等生と言われ続けた水島コンビナートで、大気汚染を中心とする公害は昭和45年頃をピークとして教化の一途をたどった。優等生という看板が色あせて行き始めて中で、もはやむき出しの力やPPM主義に代表される技術主義でもつては、我国有数のコンビナートを従来のように維持できないうことを悟った企業と行政は、公害なくしから公害公認へと一転換を始めたに至つた。今日では、水島は「公害対策の優等生」とさえ言われており、企業も行政も住民も、ほとんどの者が公害の存在を認め、公害対策を最大の課題の一認つとして掲げる状況である。同じことは言うまでもないことであり。しかし、今日なお、瀬戸

内海沿岸の各地でやられているような、権力ふき出しの住民圧殺や、非科学的そのものというべきデレタによるごまかしは、次第に通用しない状況が作り出されつつあるのは事実である。状況の一定の変化をもたらした要

編集後記

きびしい残暑もようやく一段落ついた感じで、秋の気配が漂いはじめてきました。暑なったので、とう仕事の遅れへの言いいわけはどう通用しない。またこれらは増え頑張って仕事をするのにいい季節だな、と仲々複雑な気持ちです。

行委のオ一回会合もまずまずのスタートを切り、オ二回の会合に向け実質的な動きを作つていこうと動き回っています。是非とも継続的な運動にしていこうという意気込みです。

最後に、夏期一時金

このペーへの多数の方々

の協力を感謝していきます、という事を一言つ

加えて、次号を乞御期待!

因が何であったかについては、政治情勢をはじめとして、今後追求していかねばならないであろう。そして、水島の現状よりも遡れている瀬戸内海沿岸の多くの地域においては、水島の教訓を普遍化していく作業が急がれている。

(柳樂記)

昭和50年10月29日第三種郵便物認可
奥西労災取扱業病「
28号
51年8月30日発行(毎月一回30日発行)

読者拡大に御協力を!

一部 60円
年間購読 1500円(送料込)